

第1回多賀城市地域福祉計画等策定委員会会議記録

- 日 時 令和2年8月19日（水）午後2時から午後4時45分
- 場 所 多賀城市役所 地下 101 会議室
- 出席者 増子正委員長、森明人副委員長、菅野昌彦委員、白濱宣子委員、釣舟晴一委員、中鉢義徳委員、阿部美貴子委員、阿部勝子委員、伊藤敏明委員
- 事務局 郷家部長、萱場次長、大河内参事、山路主幹、石山副主幹、芳野主査、猿田主事
- 次 第
 - 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 市長挨拶
 - 4 委員長副委員長選任
 - 5 議事
 - (1) 委員会の運営について
 - (2) 地域福祉計画について
 - ア 地域福祉計画（第4期）策定の方向性等について
 - イ 地域福祉計画（第3期）の評価について
 - (3) 障害者福祉計画について
 - (4) その他（委員から）

1 開会

事務局：定刻でございますので、ただ今から第1回多賀城市地域福祉計画等策定委員会を開会いたします。

2 委員の委嘱

任期：令和2年8月6日から令和3年3月31日まで

(敬称略：順不同)

	氏名	所属機関・団体・役職等
1	ますこ ただし 増子 正	東北学院大学教養学部地域構想学科 教授
2	もり あきと 森 明人	東北福祉大学総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科准教授
3	かんの まさひこ 菅野 昌彦	社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会事務局長
4	しらはま のりこ 白濱 宣子	多賀城市民生委員児童委員協議会 会長
5	つりふね せいいち 釣舟 晴一	社会福祉法人ゆうゆう舎 理事長
6	ちゅうばち よしのり 中鉢 義徳	多賀城市子ども・子育て会議委員 社会福祉法人おひさまと月の里 理事長
7	あべ みきこ 阿部 美貴子	地域包括支援センター運営協議会委員 介護サービス提供事業者
8	さとう とおる 佐藤 亨	市民代表(西部)
9	あべ かつこ 阿部 勝子	市民代表(中央)
10	いとう としあき 伊藤 敏明	市民代表(東部)

※佐藤亨委員欠席のため、委嘱状については後日事務局から交付する。

3 市長挨拶

市長： 本日は、第1回多賀城市地域福祉計画等策定委員会にご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。また、ただ今、皆様に委嘱状を交付させていただきましたが、計画策定に向け、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。現計画である第3期多賀城市地域福祉計画は、「ともに支え合い、みんなが安心して暮らすまちづくり」を基本理念として、平成28年3月に策定いたしました。この

計画は、市民、事業者、行政などが連携、協力して地域福祉を推進していくための総合的な行動指針として、地域の基盤づくり、互いの立場を認め合うまちづくり、支え合いの体制づくり、安心安全で快適に暮らすための環境づくりを基本目標に掲げ、様々な取組みを行ってまいりました。

しかしながら、今年度が現計画の最終年度となっておりますことから、現計画の成果検証を行い、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とする第4期多賀城市地域福祉計画の策定にあたり、委員の皆様には計画内容のご検討をお願いするものでございます。

また、今回、第4期多賀城市地域福祉計画の策定に合わせて、この計画を上位計画とする福祉分野の各個別計画についても見直しを行うこととしており、その中でも、特に障害者福祉計画については、本委員会において成果の検証やご意見をいただくことを予定しておりますので、重ねてお願い申し上げます。

今回の計画策定に携わっていただくに当たりまして、策定作業の期間を十分に確保できなかったことや、新型コロナウイルス感染症への不安など、委員の皆様には多くの負担をおかけしますが、計画策定の趣旨をご理解の上、ご支援をいただきたいと考えております。

皆様方の御協力を心からお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

4 役員選出

(1) 委員長の互選（設置要綱第4条）

委員の互選により、増子正委員が委員長として選出された。

(2) 副委員長の互選（設置要綱第4条）

委員の互選により、森明人委員が副委員長として選出された。

3 議 事

増子委員長

(1) 委員会の運営について

委員長： それでは改めまして、委員長を仰せつかった増子です。どうぞよろしくお願ひいたします。昨今の地域福祉を取り巻く環境といいますと、少子高齢化ですとか核家族化で、まず一般の家庭の中での支え合いの中で機能が脆弱化しているということ、それから地域を見渡してみると、行政サービスとして様々なサービスがありますけれども、例えば、病院は見えるところにあるんですけども病院に行くことができない方ですとかそれからスーパーは見えるんですけどもスーパーまで買い物に行けない方ですとか、最近では児童虐待の問題ですとか DV の問題で

すとかなかなか外からは見えないような課題を抱えている方達も大勢いらっしゃいます。それと今、新型コロナウイルスの関係で GDP が 28%ぐらい来年ぐらいには大変な状況になるのではないかとそんな報道がされたりしていると、今日も民生委員の白濱さんいらっしゃいますけれども民生委員さん方の日頃の多くの対象者のメインを考えると高齢者の方たちがメインになるのかと考えますけれども、こういった新型コロナウイルスの関係で職を失う若い世代もたくさんいらっしゃると思います。

そうすると、今までの私たちの一般的な福祉の視点で見えていた（見守っていた）方たちの網にかからない人たちもこれからどんどん増えてくるということが予測されるわけですが、そうすると先ほど市長からもお話がありましたけれども、行政だけではなく地域の方々それから見守り活動をする方なんかは新聞販売店とかです牛乳屋さんでしたり様々なところも協力してやれるような体制になってきておりますから、改めてその様々な人や組織が連携をして、地域の課題解決に取り組んでいくというこの地域福祉の重要性というのがますます高まっていくのかなとそのようなことを日頃から思っております。

多賀城市の地域福祉計画も第4期の計画になりました。先ほど出かけに宮城県内35市町村ありますけれども、地域福祉計画の策定状況を調べてみましたら、令和2年度4月の時点で、35市町村のうち23しか作っていません。これは、社会福祉法の改正とかがあって、市町村に策定の努力義務が課せられたわけですがけれども、それでもなかなか伸びないでおります。宮城県は全国の中でもこの地域福祉計画の策定率が下から数えて何番目かというところにあります。その中で、多賀城市はもう今回が4期目の計画ということで、地域福祉計画というものができてきた時に、いち早く県内でも取り組みを始めてこれが4期になっているということは、私も多賀城市に何回か関わらせていただいた身として、非常に誇りに思います。これからも皆さんのこういった取り組みが一人一人の市民の方に伝わって、他人ごとではなくて自分のこととして多賀城の地域福祉を作っていくきっかけになるように、地域福祉計画の見直しを経て、第4期地域福祉計画を皆さんと一緒に作っていただければいいのかなと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

それではですね。本題に入っていきたいと思います。

それでは、次第の5番ですけれども議事の一つ目、委員会の運営についてに入ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料の5ページ、資料2 多賀城市地域福祉計画等策定委員会運営要領（案）をご覧ください。この要領は、資料1の多賀城市地域福祉計画等策定委員会設置要綱第8条の「この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」の規定に基づき作成させていただいた、委員会の運営に関する事項を定めた要領案でございます。

要領の内容について簡単にご説明します。まず、第2条は会議の招集等について定めており、委員会の会議の招集については、会議の7日前までに委員に通知することとしています。また、第3条の「書面による会議」をご覧ください。昨今の新型コロナウイルス感染症対策として新たに設けさせていただいた内容でございますが、感染症の拡大等やむを得ない理由により対面会議の開催が困難であると判断するときは、書面による会議を開催することができるものとしております。またその会議の成立は、第2項に定めのあるとおり、過半数の委員の意見等を記載した書面が委員長に提出された場合、とさせていただきます。さらに、第3項にありますとおり、書面会議のとりまとめを行った場合には、書面により委員に報告させていただくこととしています。

また、第4条以降は会議の公開についてでございます。基本的に会議は「公開」となりますが、多賀城市情報公開条例第7条に定める個人情報等が含まれる場合や、円滑な審議が困難な場合など、公開しない場合もございます。会議ごとに会議録を作成することとなりますが、発言者が特定される内容や円滑な議事運営が損なわれる事項などについては、会議録において公開しないこととしています。

内容は以上でございます。この要領に基づいて委員会を運営しますので、ご了承をお願いいたします。

委員長： ただいま、事務局から委員会の運営について説明がございました。多賀城市地域福祉計画等策定委員会運営要綱というものが既にご覧いただけますので、これに基づいてこれまでの計画概要を踏まえ、スケジュールに沿って委員会を運営する、という説明がございました。

これについては皆さんの方からご質問などはございませんか。

委員一同： 異議なし

委員長： よろしいでしょうか。それでは、委員会の運営については、この要領に基づき行われるということになりますので、よろしくをお願いいたします。

(2) 地域福祉計画について

- ア 地域福祉計画（第4期）策定の方向性等について
- イ 地域福祉計画（第3期）の評価について

委員長： それでは次第の5、議事の(2)「地域福祉計画について」にはいります。「ア 地域福祉計画（第4期）策定の方向性等について」「イ 地域福祉計画（第3期）の評価について」は関連しますので、2つあわせて事務局から説明をお願いします。

事務局： はじめに「ア 地域福祉計画（第4期）策定の方向性等」について説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

資料9ページをご覧ください。右肩に資料3、「第4期多賀城市地域福祉計画の策定にあたって」とタイトルを付した9ページです。皆さんに種々検討いただき、意見等を述べていただくこととしている地域福祉計画とは、どのような計画なのかを説明させていただきます。地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定を根拠とする計画で、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるものとされています。地域福祉計画に定める事項については、資料9ページ中段の枠囲みに挙げておきましたが、漢数字の1から5まで、第1号から第5号までに記載されている項目となります。（第1号から第4号までを読む）そのうち第5号が今年の6月に改正され、来年4月1日から施行されることとなります。改正後の第5号は「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」となり、複雑化・複合化した地域生活課題を抱えた方々に対する支援体制の整備や地域の方々による地域福祉推進のために必要な環境の一体的かつ重層的な整備に関する事項を定めることとなります。これは、後ほど説明いたしますが、近年、国が標榜している「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉を推進していくための重要な取組の一つとして、地域福祉計画に位置付けられることとなったものです。

次に、地域福祉計画の役割についてですが、(2)のア、イ、ウに記載のあるとおりです。アに記載があるように、市の「基本理念や考え方を示した総合的な行動指針」としての役割は重要ですが、特に重要な役割はウの「地位住民や各種福祉団体等が、主体的に地域福祉に取り組む際の考え方や役割を示す指針」であると考えます。地域福祉の推進は当然行政だけでは行えるものではありません。行政がある程度リードしなければならないのは、役割として言うまでもありませんが、地域の方々や関係団体の皆さんの取組や連携が不可欠となってまいります。今回の地域福祉計画の策定に当たっては、第4期地域福祉計画が地域福祉の推進に携わる多くの方々にとって、同じ方向を向いて取り組むための指針としての役割を、しっかりと担えるものとしていかなければならないと考えています。そのようなことから、今回は特に各分野で活躍いただいている皆さんに計画策定に参画していただくこととしたところです。

10ページをご覧ください。行政では多くの計画を策定しています。現在、令和3年度を初年度とした10年間の長期計画である「第六次多賀城市総合計画」の策定作業を行っているところですが、総合計画は市が策定する計画の中でも最上位に位置する計画となります。第六次多賀城市総合計画の根幹を成す基本構想と言われる部分は、今年の6月に開会された市議会定例会において議決され、決定済みとなっています。10年後、すなわち令和12年度までに、市の目指すべき将来都市像は「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」とされ、この将来

都市像の実現に向けて資料中程に記載している7つの政策に取り組むこととなります。地域福祉計画は、下の図に記載があるように、総合計画を上位計画としますが、総合計画の政策2との整合を図りつつ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の方向性を定める計画として位置付けられることとなります。図に記載のように、地域福祉計画は、市の保健福祉部門の個別計画との関係では上位計画に位置する一方で、社会福祉協議会が策定する住民、事業者等の活動計画である地域福祉活動計画と連携するなど、地域福祉を推進するための総合計画と言えます。計画期間は、令和3年度から令和7年度までで、他の計画との関係は図のとおり。計画の体系は、参考として、現行の第3期計画の計画体系を掲載しています。基本目標のみを記載していますが、第3期計画の基本理念「ともに支え合いみんなが安心して暮らすまちづくり」を達成するための基本目標となります。第4期計画の計画体系等については、今後素案を提示させていただき、皆さんからの御意見をいただくことを予定しています。

次のページをご覧ください。平成28年6月に新たな成長戦略として「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。これによって、高齢者、子ども、障害者や失敗や過ちを犯した人、男性であっても女性であっても、どんな人でも、家庭・職場・地域などあらゆる場で、誰もが活躍できる、全員参加型の社会、「一億総活躍社会実現」の目標が掲げられたところでした。この一億総活躍を支えることのできる地域の仕組みを構築するために示されたモデルが「地域共生社会」と言います。「地域共生社会」とは、(・・・図の解説のとおり)地域共生社会の実現に向けて関係法律の整備が行われてきており、先に説明した社会福祉法の改正、特に地域福祉計画に関する規定の改正もその大きな流れの一つとなっています。地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進、そのための地域福祉計画の策定が今回の第4期計画に求められていると言えます。資料に記載の(2)から(4)までには、地域福祉計画に大きく関係する社会福祉法の最近の改正内容、地域福祉の推進と一体的に展開することが望ましいとされる成年後見制度の利用促進や再犯の防止等の推進に関して、新規に制定された法律についてまとめておきました。目新しい法律について若干の説明をさせていただきます。(3)の成年後見制度の利用の促進に関する法律では、認知症や障害により判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用促進を計画的に推進していくことなどが定められたところです。(4)の再犯の防止等の推進に関する法律では、犯罪をした人の仕事や住居の確保など、円滑な社会復帰を促進することなどにより、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現できるよう、再犯防止に関する施策等を推進していくことが定められたところです。詳細については、後程資料をご覧くださいと思います。

第4期計画の方向性としては、第3期計画の基本理念を継承し、地域福祉の更

なる発展を目指すこととします。現行計画である第3期計画の基本理念は「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり」ですが、第4期計画の基本理念については、上位計画となる第六次多賀城市総合計画との整合にも配慮しながら、13ページの下の方にまとめていますが、第六次総合計画ワークショップで市民のみなさんから挙げたキーワードを踏まえて、新たな基本理念を創り上げていきたいと思っております。委員の皆さんからも多くの意見をいただきたいと思っております。

計画策定のポイントは資料に記載のアからエのとおり4点にまとめています。以下簡単に説明します。「ア 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」社会福祉法の改正により、地域福祉計画に定めることとされた事項。既存制度による解決が困難な課題に対応し、分野横断的な連携を図りながら、包括的な支援体制の整備に関する内容で、重要項目として第4期計画に盛り込まなければならないものとなります。「イ 社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」策定との連携」本市の地域福祉をより強力に推進するため、社会福祉協議会が策定する住民、事業者等の活動計画である地域福祉活動計画と基本理念や方向性を共有するなど、計画内容の連携はもちろん、計画策定過程についても社会福祉協議会と連携して行っていくこととします。「ウ その他法律の改正等に対応する取組」「2 地域福祉計画を取り巻く国の状況」のところの説明したとおり、成年後見制度の利用促進や犯罪をした者の円滑な社会復帰支援に関する内容を、第4期計画に盛り込むこととします。「エ 基本目標、施策、基本事業の見直し及び指標（目標値含む）の設定」計画に定めた内容の、何が、どの程度達成されたのかを把握しながら取り組むための仕組みを設けることとします。「地域福祉計画（第4期）策定の方向性等について」の説明は、以上です。

事務局： つづきまして、資料4「第3期多賀城市地域福祉計画の成果検証」についてご説明します。資料4の1ページをご覧ください。平成28年3月に策定した第3期多賀城市地域福祉計画は、「ともに支え合い、みんなが安心して暮らすまちづくり」を基本理念として掲げ、4つの基本目標、11の施策、26の事業に取り組んでいます。また、本計画の検証は、すべての基本目標と、9つの事業に成果指標と目標値を設定し、社会福祉課で実施した「地域福祉計画アンケート」や「障害者福祉計画アンケート」、市が総合計画の成果検証を行うために実施している「まちづくりアンケート」の調査結果により検証することとしています。ここで、資料の2ページ（A3）をお開きください。第3期多賀城市地域福祉計画の体系図ですが、左から、基本理念、4つの基本目標、基本目標ごとの目指す姿、11の施策、26の事業、成果の調査方法をそれぞれ表しています。その中で、4つの基本目標は、成果指標を数値で設けており、その成果の確認方法は地域福祉アンケートの設問としています。また、事業の欄のうち、色塗りをしている9事業についても成果指

標を数値で設けています。その成果は、成果の調査方法欄に記載のアンケートによりそれぞれ確認しています。

資料1ページにお戻りください。2に記載の第3期多賀城市地域福祉計画の成果検証の方法については、先ほど説明したとおりそれぞれのアンケートで確認しておりますが、今回、地域福祉アンケートについて回答の選択肢等を見直したところ、成果指標に大きく影響が生じました。そこで、正確な成果検証が難しいことから、まちづくりアンケートに類似の成果指標（代替指標）がある場合はそこから引用し、成果検証を行うこととします。なお、本計画は、平成27年度を基準値とし、成果指標の動向及び目標値の達成状況により、下表のとおり晴れ、くもり、雨の3つに分類して評価し、その評価に基づき今後の方向性の基本的な考え方としていきます。

以上の内容を前提として、第3期多賀城市地域福祉計画の成果についてご説明しますので、資料の3ページをお開きください。基本目標1 助け合い支え合えるまちをつくります は、成果指標を「助け合い支え合えるまち」になっていると思う市民割合としており、地域福祉アンケートにより確認しています。ただし、先に説明したとおり回答選択肢の変更によりこの成果指標は用いません。設問の回答選択肢の変更内容は右の図をご覧ください。H27 地域福祉アンケート結果では、「強くそう思う・そう思う・だいたいそう思う・そう思わない・全くそう思わない」としており、「だいたいそう思わない」がないため、どちらかという、肯定的な意見に寄せていたかなという印象です。この中で、「強くそう思う・そう思う・だいたいそう思う」と回答した方の割合を指標としておりました。これを H31 地域福祉アンケートでは、「そう思う・どちらかといえばそう思う・どちらかといえばそう思わない・そう思わない・わからない」と変更しました。その結果、「そう思う・どちらかといえばそう思う」と回答した方の割合は、38.2%となり、単純に経年比較できない状況となりました。また、「わからない」と回答した方が約4割を占めており、H27では「だいたいそう思う」と回答していた層がH31では「わからない」や「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」に分散されたものと思われます。このような中、まちづくり報告書においても同等のレベルで検証できる指標はありませんでしたので、H27 地域福祉アンケートで「そう思わない・全くそう思わない」と回答した方と、H31の「どちらかといえばそう思わない・そう思わない」と回答した方の推移に基づき、成果検証しました。これらを比較すると、H27は36.48%に対し、H31は25.14%と減少していることから、成果指標については概ね横ばいであると判断します。

また一方で「わからない」と回答した方が4割を占めていることがわかりましたので、市民が「助け合い支え合えるまち」を実感しやすい取組や体制づくり、地域福祉に対する意識、関心の向上などに対する工夫が、今後の課題と捉えています。資料4ページをお開きください。基本目標1のうち、成果指標を設けてい

る2事業について説明します。**事業 1-1-1 地域活動への参加促進** です。この事業の成果は、地域活動に参加している市民割合で検証しており、地域福祉アンケートで確認しています。H31の実績値は47.8%であり、基準値より4.1ポイント減少しており、目標値は達成できませんでした。今回のアンケート結果（アンケート調査報告書のP23ページ）では、H27アンケート実施内容（第3期計画P67）と比較すると、質問項目に掲げた活動内容の全項目で減少しており、「特に参加していない」と回答した人が全体の半分を占めていることから、地域における交流意識や地域活動への関心がやや低下傾向にあると考えられます。

続いて **事業 1-1-2 地域での支え合い、助け合い、見守り合い** です。この事業の成果は、地域で手助けしたり、されたりする環境が整っていると思う市民割合で検証しており、まちづくりアンケートで実施しています。H31実績値は50.3%で基準値から1.5ポイント減少していますが、横ばいで推移しています。また、今回まちづくりアンケートの詳細内容は示しておりませんが、若い世代において停滞傾向が見られるものの、年代が上がるほど割合が高くなっており、町内活動を通して地域の助け合い支え合いを実感していると考えられます。続きまして、資料5ページをご覧ください。**基本目標2 お互いの立場を認め合うまちをつくります** は、成果指標を「お互いの立場を認め合うまち」になっていると思う市民割合としております。ただし、基本目標1と同様、回答選択肢を変更してアンケートを実施したところ、「そう思う・どちらかといえばそう思う」と答えた方は38.1%にとどまり、わからないと回答した人が全体の約4割を占め、単純に経年比較できない状況となりました。

そのため、まちづくりアンケートの「性別や国籍などに関係なく、一人一人が地域の中で安心して暮らせるまちと思う市民割合」を代替指標として成果を検証しました。H31の実績値は55.0%で、H27と比較すると2.5ポイント減少していますが、概ね横ばいで推移しています。目標値は設定しておらず、上がると良い指標です。また、基本目標1の時と同様に、H27地域福祉アンケートの「そう思わない・全くそう思わない」と回答した方と、H31の「どちらかといえばそう思わない・そう思わない」と回答した方の推移をみると、H27は43.81%であるのに対し、H31は18.71%と大きく減少していることからしても、成果指標は概ね横ばいであると判断します。また、地域福祉アンケート（報告書P37）で年代別のクロス集計を行ったところ、「わからない」と回答した方は75歳以上の年代以外全ての年代で多く、特に20歳から30歳代の方は、「そう思う」と回答した割合も5%未満と低いことから、実感しやすい取組の工夫は今後の課題です。次に、6ページをお開きください。**基本目標3 支え合いのネットワークがあるまちをつくります** は、成果指標を「支え合いのネットワークがあるまち」になっていると思う市民割合としていますが、基本目標1、2と回答選択肢の変更の影響により、「そう思う・どちらかといえばそう思う」と答えた方は38.7%にとどまり、わからないと回答した人

が全体の約4割を占め、単純に経年比較できない状況となりました。まちづくり報告書においても代替の指標はありませんでしたので、H27 地域福祉アンケートの「そう思わない・全くそう思わない」と回答した方と、H31の「どちらかといえばそう思わない・そう思わない」と回答した方の推移に基づき、成果検証しました。これらを比較すると、H27は43.81%に対し、H31は18.71%と減少していることから、成果指標については概ね横ばいであると判断します。また一方で「わからない」と回答した方が4割を占めており、地域福祉アンケート(報告書P29・P60)のなかで、悩みや不安を相談したくても相談できないと回答している人の半数が、「相談できる人や窓口がわからない」と思っていることや、相談したいと思わない人の半数が「相談しても解決することができない」と思っているなど、相談できる人や場所などをよりわかりやすく伝えていく工夫や取組が今後の課題と思われます。資料7ページをご覧ください。基本目標3のうち、成果指標を設けている4事業について説明します。事業3-1-2 地域の活動や団体間の交流の促進です。この成果は、まちづくりアンケートの「自治会・町内会活動に参加している市民割合」としてしています。H31は29.3%で基準値から0.6ポイント向上し、目標値をほぼ達成しており、指標の動きは横ばいです。自治会町内会活動への参加は、75歳以上の方の割合が高く、60歳代でも増えている一方で、若い世代では低く、仕事や育児などで多忙な世代の参加が難しいことに加え、活動内容や参加方法の情報不足や興味関心がないということも要因のひとつです。このことについては、地域福祉アンケート(報告書P58)結果で示されています。つづいて、事業3-2-2 健康づくりの推進ですが、自分が健康だと思う市民割合を成果とし、まちづくりアンケートで確認しています。H31実績値は75.3%で、基準値から2.8ポイント減少しています。目標値は達成できませんでした。特に65歳以上の年代で減少しており、年齢を増すことで体力や疾病など身体に関する不安に加え、その不安がまたストレスとなり不安が重なるといったことが影響していると考えています。次に8ページをお開きください。事業3-2-3 地域における子育て支援については、成果指標をまちづくりアンケートの「安心して子供を育てられる環境が整っていると思う市民割合」としてしています。H31実績値は76.2%で目標値を達成しています。指標の動きも向上です。これは、教育・保育施設の整備や子育て支援拠点が充実していることが要因と考えられます。続いて事業3-2-5 障害者に対する支援です。これは、障害者福祉アンケートにより、「障害者とその適性や能力に応じて安心して暮らしていると思う市民割合」を成果としており、H29は62.8%で、基準値から2.2ポイント向上しています。児童発達支援センターや地域生活支援拠点の整備等により障害者に対する支援体制を拡充したことで、地域で安心して暮らしていると思う障害者が増加していることが要因と考えられます。次に9ページをご覧ください。基本目標4 安心して安全快適に暮らせるまちをつくりますは、成果指標を「安心して安全快適に暮らせるまち」になっている

と思う市民割合としていますが、基本目標 1、2、3 と同様、回答選択肢の変更の影響により「そう思う・どちらかといえばそう思う」と答えた方は 52.3%にとどまり、単純に経年比較できない状況となりました。まちづくり報告書においても代替指標はありませんでしたので、H27 地域福祉アンケートの「そう思わない・全くそう思わない」と回答した方と、H31 の「どちらかといえばそう思わない・そう思わない」と回答した方の推移に基づき、成果検証しました。その結果、H27 では 36.48%であるのに対し、H31 は 29.11%と、やや減少していますので、成果指標は概ね横ばいと判断されます。ただし、基本目標 1.2.3 と比較すると、回答選択肢の変更に伴う影響幅は小さいものであり、「わからない」と回答した人も約 2 割にとどまっています。これは、道路や公園、交通環境の整備や災害時の体制など、身近な生活環境に関する成果指標であり、日常生活の中で実感しやすいものであったと考えられます。次に 10 ページをお開きください。

基本目標 4 のうち、成果指標を設けている 3 事業について説明します。**事業 4-1-2 交通利便性の向上、住環境の向上** ですが、まちづくりアンケートの「市内を円滑に移動できていると思う市民割合」と「市外を円滑に移動できていると思う市民割合」を成果指標としています。どちらの成果指標も基準値と比較するとポイントが増加しており、指標値の動きは向上です。またこれらの事業は主に市の建設部門で行っている事業の成果であり、多賀城駅の各交通をつなぐ機能が向上したことなどが要因と考えられます。11 ページをご覧ください。

続いて、4-2-1 緊急時や災害時に支え合える地域づくり です。成果は、まちづくりアンケートの「災害時に地域で助け合いができる環境になっていると思う人の割合」で、H31 実績値は 63.4%で、目標値を達成しています。日頃からの交流や震災時の助け合いなどの実体験が要因と考えられます。また、地域福祉アンケートにおいても(報告書 p61)、地域での支え合いについて、近所や地域の人々に手助けして欲しい内容や手助けできることを聞いたところ、半数以上の人が「安否確認の声掛け」と回答しています。

続いて、**事業 4-2-2 防犯・事故防止体制の充実** です。

成果は、まちづくりアンケートの「犯罪も少なく、安心して暮らせる地域になっていると思う人の割合」で、H31 実績値は 78.6%で目標値を達成しています。市民や地域、事業所や行政等で行った様々な防犯対策の取組が要因と考えられます。

また、地域福祉アンケート(報告書 p61)においても、問 15 地域で取り組むべきこととして、防犯・防災活動を約半数の人が考えている結果が示されており、意識の高さがうかがえます。

駆け足での説明となりましたが、第 3 期多賀城市地域福祉計画の成果検証については、以上です。アンケート結果報告書の詳細な説明は時間の都合上とることができませんが、ご覧になって不明な点等ありましたら、この場に限らず、ご質問をお寄せいただければと思います。

委員長： ありがとうございます。ただいま、事務局の方から議事の二つ目、地域福祉計画についてということで、関連事項でございましたので二つの事項について続けて説明をして頂きました。まず、アの地域福祉計画第4期の策定の方向性等についてという部分については第4期多賀城市地域福祉計画の策定にあたってですけれどもこの資料3を使って説明をしていただきました。特に資料3の13頁3のところでは第4期多賀城市地域福祉計画の方向性や、4の地域福祉計画策定の体制においてというところでは、今回の計画策定のポイントや体制、それからスケジュール等が示されました。これらについて、委員の皆さんからご質問やご意見などを頂戴したいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員： 確認させていただきたい事項として、資料3の14頁ウその中で成年後見制度の利用促進に関する法律について今後5年間で多賀城市として行政側としてどのような方針で臨むのか具体的なものがあるのであれば教えていただきたい。

2点目として再犯防止関係について、行政側として、さほど積極的ではなく、保護司に任せている部分が大きかったと思うが、今後5年間という方向性で臨もうとしているのか、併せて教えていただきたい。

委員長： それでは、事務局をお願いします。

事務局： まず、一点目の成年後見の関係ですけれども、今、成年後見制度が役所の取り組みの中で一番利用されているのが高齢者の部分となっております。高齢者と障害者の部分での利用が増えているところですが、やはり制度がまだ十分よく認知されていないということもあり、さらに制度そのものが理解できていないということもあり、利用が進んでいない状況だったりします。今回、そういった状況を踏まえて国の方で利用促進に関しての法律が制定され、より利用を促進して、権利擁護の労力を最大限に活用して住み慣れた地域で生活していくということの取組みが今後促進されると思っております。市の取り組みとしましては、利用促進計画の理念部分については地域福祉計画の中に取り込んでいく。計画の中に理念部分を位置づけして、さらに活動的な計画について事務事業の中で取り組んだかどうかというところを今後の取り組みとして進めていく方向です。社会福祉課の方で所管していますけれども、高齢者を所管している介護福祉課と色々と協議しているところであります。あとは、法律の中で中核機関を設けるということも定められておりますので、その部分についても、これから検討していきたいと思っております。

もう一点ご質問いただいた、再犯防止の件ですけれども、犯罪をして実際の刑期が終わって出所して、実際に住む場所であるとか、あとは仕事がないとまた犯罪

の方に戻ってしまったり犯罪に手を染めてしまう方々を、また犯罪の道に戻らないように、地域の方でそれらを受け入れて、そういった方々の生活をきちんと確保していきましょうということを目的としているところです。ただ、菅野委員よりご指摘のあったとおり、実際には、なかなか行政側が手を出しにくい部分もあるところです。というのも、どういった人が犯罪に手を染めているのかという情報が得られないのが現状です。保護司の皆さんが活動を行っていくうえで保護司の皆さんからどういった方が犯罪に手を染めているのか等を教えていただくことは中々難しいものであります。よって、情報の収集の部分は中々難しいものであるなと思っております。

再犯防止計画ですけども、宮城県の方でも策定しておりまして、県の計画の取組みと整合性を図りながら、市で取り組めることを取り組んでいかなければなと思っております。内容として大々的に取り上げた部分でありましたが、内容について今後色々と検討し進めていかなければなと思っております。

委員長： いかがでしょうか

委員： 成年後見制度の関係ですが、今回は法律に基づく成年後見制度の部分だけを進めようとしているのか、ご承知のとおり宮城県社会福祉協議会で行っている福祉サービス利用援助事業であるまもり一ぶというものがあります。こちらは法律に基づく成年後見制度とまではいかないものの、かなり認知症が進んでいる方等に対して、市民の方々数名に担い手になってもらうというように、既に行っている事業もあります。また、各種統計資料の45頁に記載があるのですが、問26-1「あなたは、成年後見制度を知っていましたか」に対して、知らなかったという方が41.68%であり、かなりの方が成年後見制度についてわからないということであり、市民にとって難しい制度であるが、このあたりについて、実は、先ほどのまもり一ぶというのは、包括支援センターの方々が見守っている場所にそれぞれ相談があって、そこから、まもり一ぶの方につないだり、成年後見制度の方につないだりしている。市で把握している成年後見制度というのは、その中でも、身内がおらず市長が代理申請したところで、初めて把握できているものだと思います。成年後見制度関係で把握していない実態もあるであろうと予測しています。そういった状況下の中で、行政としていかに各種サービスを活用していくのかということが重要な部分だと思っておりますし、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の中でも声高らかにアピールしていかなければならないと思っている部分なので、それらを念頭において行政側の計画も進めていただけたらと思っています。

委員長： 他にご意見ご質問のある方いらっしゃいますか。

委員： 再犯防止というのは、犯罪の種別によってはかなりの再犯率となるものがあり、中でも、薬物については、再犯率が非常に高くなっている現状であると思います。犯罪の種別等についての情報は、保護観察所の方でデータを持っていると思うのでそういった中で、地方再犯防止推進計画は努力義務であるものの、中身が複雑であることから、策定にあたっては、非常に難しいとは思われるが、本市の犯罪発生件数、種別及び再犯率等についての数値はおさえておく必要があるのではないかと思います。

委員長： これに対し事務局なにかありますでしょうか

事務局： 大変貴重なご意見をいただきましたとっております。成年後見制度や再犯防止関係については、地域福祉を推進していく上では大切なピースの一つと考えております。今回、地域福祉計画を策定するにあたって、本計画は全体的な理念計画の策定となっておりますので、成年後見制度の部分及び再犯防止の部分においても理念的な部分を取り込んだ状態で策定する形で考えております。策定に向け、委員の皆様にご意見頂戴できればと思っております。よろしく願いいたします。

委員長： よろしいでしょうか。成年後見制度や再犯防止の取組みは地域福祉計画のメインの取組みということではないとは思いますが、先ほど事務局の方から地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項というのが社会福祉法の改正によって、令和3年4月1日から施行されるということで、こういったことも視野に入れて包括的な形でとらえていきたいと思いますということから本計画に取り組みが組み込まれている目的なのかなと思われまます。

それで結局、地域福祉というのは、先ほど我が事として捉えて、皆が関わっていくということで話をしたのですが、ソーシャルキャピタルつまり社会関係資本構成というものが高いところは、犯罪の件数も少なく、それから、合計特殊出生率も高く、共同募金の一人当たりの募金額も高いという効果があるわけですが、この地域福祉というのがまさにそのソーシャルキャピタルを高めていく大事なひとつの活動なのかなと思いますのでそういった地域福祉が定着していくと成年後見制度の市民後見人の方たちの理解が高まっていったり、それから、再犯防止ということにもつながっていき、ゆくゆくは良い方向へとつながって行くのかなと思います。議長で私の個人的な意見を持ってしまいましたがそんな風にして捉えていただければいいのかなと思います。

その他のご質問やご意見はございますでしょうか。

委員一同： なし

委員長： それでは後で、質問や意見が浮かんだ際には、皆さんの机の上にあります質問用紙を用いて改めてご質問やご意見をいただければと思います。

それでは次に議事の二つ目の地域福祉計画第 3 期の評価についてということでアンケートの結果等からこの評価の検証について、事務局から説明を頂いたわけですけれどもこの第 3 期多賀城市地域福祉計画の成果検証についてご意見やご質問などございますでしょうか。

委員： 私自身、第 5 次総合計画作成に携わったのですが、第 5 次総合計画の成果指標と本計画のアンケートの質問内容を無理して合わせようとした結果、両者に多少のズレが生じていると思われまます。そのズレが所々見受けられたため、できれば、今度の第 6 次総合計画を見据えたうえで、第 4 期地域福祉計画も指標の取り方ひとつでも、総合計画の方に入れ込む等すれば、ぶれない指標となると思います。両計画において互いに少しずつ、聞き方が異なり、行政にとって都合の良い指標を使って、設定するのはあまりよろしくないのではないかなと感じます。総合計画を幹に本計画を策定するのであれば、指標の取り方も寄せる必要があると思います。指標の取り方一つ一つにも注意していただくとよいのではないかと思います。

委員長： 事務局いかがでしょうか

事務局： ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、第 6 次総合計画も現在、策定作業中であり、政策の下にいろいろな施策や基本事業がぶら下がっているのですが、それらの経過検証をするための指標値を再設定するような動きとなっております。伊藤委員ご指摘のように、複数の計画があったとしても、やはり同じ体系の中にも含まれる計画ということもありますので、まちまちな指標を使っていくのはあまり好ましくないように事務局としても思っております。

今回の第 6 次総合計画の見直しに合わせる形で第 4 期地域福祉計画策定の際にはそれぞれの指標を見比べながら各指標を合わせる方向で設定できればと思っております。

委員長： そのほかいかがでしょうか。

委員： 評価の物差しを途中で変更したということで、どう市民に説明し、納得してもらえるのかということが少々心配しています。例えば、資料 4 の 3 頁ですけれども、今回「わからない」を追加したことで、設問に対してプラスの意見なのかマイナスの意見なのかということがはっきりせず、評価の仕方が不明瞭になり、

本当にくもりの評価で良いのか少々心配に感じてはいます。ここだけでなく、あちこちにそういった箇所が見受けられたように思います。それから7頁事業3-1-2地域の活動や団体間の交流の促進について自治会・町内活動に参加している市民割合について見てみると評価が晴れになっている。参考値が29.4%となっており、ここ数年の実績値と比較すると高い数値となっているがこの参考値については平成22年度の値であり、東日本大震災の影響で市民の絆助け合いといったところが高くなったと記憶しています。その後、5年後の平成27年度の基準値を見てみると、28.7%でありその後平成30年度には25.3%に落ち、平成31年度には、また29.3%になっていることから目標値が30.0%となっていますが、この事業の評価が果たして本当に晴れなのかと疑問に感じます。続いて11頁事業4-2-2防犯、事故防止体制の充実について、犯罪も少なく、安心して暮らせる地域になっていると思う人の割合ですが、私自身あまり記憶にないのですが、基準値が平成27年度の79.4%であるのに対し、目標値が70.0%ではありますが、わざわざ基準値よりもだいぶ低い数値を設定するのかと多少疑問に思いましたので一度確認してください。

委員長： それでは、目標値70.0%については事務局の方で確認してください。それから先ほどの評価の指標についてですけれども、事務局の方から回答はありますでしょうか。

事務局： 今回第4期計画を策定するにあたって、アンケートの取り方をどうしようかとだいぶ検討したところではありましたが、第3期のアンケートの取り方で「だいたいそう思う」という選択肢が（プラスの意見なのかマイナスの意見なのか）いまいち判断しづらいということであり、「強く思う、そう思う、そう思わない、全くそう思わない」の4区分であるならば、きれいに意見が分かれるのだろうとは思いますが、「だいたいそう思う」という選択肢は、おそらく、（設問内容が）よくわからなかったり、回答するのに困った人が、丸を付ける選択肢になっているのではないかという捉え方をさせていただいておりました。そうしますと、やはり「だいたいそう思う」に集中するような仕組みになってまして、成果を諮るにあたって、肯定的な意見の方によせるような仕掛けになっていたようなアンケートであったのではないかと感じておりましたので、今回のアンケートでは、きちんとポジティブな意見とネガティブな意見をきれいに別れるような仕組みを考えられたつもりでした。ところがそれだけではなくてやはりその分からないという選択肢を設けたというわけですけれども、今後色々と考えていくにあたって、質問の内容についてどれくらいの認知がされているのか理解がされているのかということも実は大切な要素なのではないかという意味から今回追加させていただきました。途中で選択肢を変えるということは、やはり、継続した回答

内容というものを把握できなくなってしまう可能性が非常に高いということはお指摘のとおりであり、どうすればよかったかなと今、若干の反省はしているところではありますけれども、今回やってみて分かったのは、分からないという回答が多いというのは、設問に対しての認知している内容及び理解している内容がどれくらいなのかということと、ネガティブな意見である「そう思わない」であったり「どちらかといえばそう思わない」という否定的な意見が比較的下がっているようなことが見て取れたところがよかったところだとも思っています。これについては、再度アンケートを取り直すこともできませんので、今後、アンケートの中身等をもう少しきちんと説明ができるように事務局の方で検討していきたいと思っております。

もう一点、7頁の自治会町内会活動に参加している市民割合については、ご指摘のとおり晴れの評価は甘く評価しているのではないかと受け取れる評価だったのかなと思いますので修正するかどうかについては、改めて検討したいと思います。なお、先ほど菅野委員から確認依頼のあった11頁「犯罪も少なく、安心して暮らせる地域になっていると思う人の割合」についてですが、第3期多賀城市地域福祉計画の14頁に目標値の設定をしている箇所があるのですが、そちらで確認させていただくと、目標値はやはり70.0%なのですが、この時に比較検証している現状値が平成26年度にとらせていただいた成果指標69.6%となっております、おそらくこの数値を根拠にして、目標値を設定したのだと思われま

委員長： その他ご意見やご質問ございますか。

委員： 委員のご意見に補足するような形で、1つ述べさせていただくと、この計画は、今回一番何をしなければならぬかという、昨今の法改正の中で、資料の3の9頁にも記載のあるとおり、社会福祉法第107条にもありますとおり、地域生活課題をいかに捉えるかが最大のポイントになってくると思われま

す。その時に、本計画で13頁にあります第6次総合計画のワークショップのキーワードで、果たして、地域生活課題という少々しんどいニーズを、拾えているのかどうかというところを1つ確認していただきたい。それに加えて、アンケートの中身で、やはり地域生活課題の中身について、十分に拾いきれているのかどうかというところが、今回アンケートをすでに実施してしまったわけですが、今後の推進あるいは評価について大いに見直していく必要があるのではないかなと思います。先ほどご指摘のありましたように、アンケートの項目ですが、例えば、助け合い支え合えるまちになっているのかどうかという地域住民の皆さまへの質問ですが、果たして地域住民の皆さまがピンときているのかどうかというところが心配であります。(回答者の)4~5割の方が「よくわからない」と回答している通り、アンケート内で「助け合い」ですとか「支え合い」という言葉が多々出てきます

が、具体的に何をもって実感するのかというところを、我々としても少し検証していかないとアンケートが空回りする恐れがあると考えました。アンケートの項目については、1つ1つが恐らく、「わからない」というところを真摯に受け止めて、項目の検討をしていかなければいけないのではないかなと思います。これは、福祉教育の問題ですとか、地区別の組織づくりの中で、この辺の内容を丁寧にフォローしていく中で、このアンケートが地域住民の声を拾うツールになっていくと思いますので、ご検討いただければと思います。以上です。

委員長： ありがとうございます。事務局よろしいですか。

事務局： アンケートの設問の中に、聞きたい内容がきちんと回答する方につたわっているのかどうかは第5次総合計画や業績評価をしていく中で、非常に難しいという実感は我々も持っております。ちょっとした聞き方を変えるだけで、回答の数値が大きく変動するといった現象も何回も目にしているのですけれども、回答する方に聞く内容についても、より具体的に、ブレがないような形で聞けるような仕組みを考えていかなければならないなと実感しております。委員の皆さまからご指導いただきながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長： 続いて。

委員： アンケート調査で今回たまたま成果指標に結び付いたアンケートになっていますが、委員のおっしゃった他に実は、おいしいアンケート調査の資料があったりもしたんですよ。このあたりどういう風に使っていくのかなというところになっていくのですけれども、例えば、30頁の間13「あなたが病気や事故、または高齢により日常生活が困難になったとき、近所・地域の人々にどんな手助けをして欲しいですか」という項目があり、中身をみると、安否確認の声かけが48.30%であり、そのほか、回答項目に買い物であったり掃除であったりがあり、問14の「あなたは、あなたの近所や地域で、子育て世帯や高齢者、障害者など困っている人がいたら、何か手助けできることはありますか。また実際に手助けをしたことがありますか。」の「手助けできる」内容の回答で面白いことに問13のニーズとマッチングしているんです。ところが、31頁の手助けをしたことがある内容を見ると、実際に手助けをしたことがありますかとなると安否確認の声かけが19.66%であったり買い物やゴミ出しについては5%以下にとどまっておりギャップが激しいんです。やってあげてもいいよと言っている方が実際にはやっていない。このギャップをどう埋めていくのかというところがこれから求められることなのかなと考えていました。他にも、このアンケート結果に、おいしい結果がいっぱいあって、今浮かび上がる課題等も結構あるのではないかと伺えましたので、

そのあたりをうまく分析して、計画に反映させて欲しいなと思いました。

委員長： 事務局いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。先ほど委員からご指摘のあった地域生活課題を拾いきれているのかどうかといったところや、さらに先ほど説明を省略させていただいておったのですが、アンケート調査は他にも、実は多賀城市の他の計画も更新時期になっておりまして、例えば子ども子育て関係の計画を策定するにあたって、子供の実態調査を行っており、あとは、介護保険の計画である第 8 期介護保険計画の策定にあたって介護保険の被保険者や事業者の方々にアンケートを行っております。そういったアンケートの結果を必要に応じ、頂戴して、分析した内容をもって、可能な範囲で地域の生活課題を拾っていければと思っております。計画策定の準備をしながらにはなりますが、生活課題を拾うことができ、次の計画につなげられるように、努めていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員長： 続いて。

委員： 他の委員とだいぶ被っているのですが、アンケートを細かく見てみると、ネットワークがあるかないかというところも伺えます。回答の「わからない」の活かしようはいっぱいあるのではないかと思います。各事業に落とし込めるものがたくさんあるのだろうなどの思いを述べたくて手を上げました。それが市社協の地域福祉活動計画にも落としこめていけるのだろうなと思いました。

委員長： それではですね、まだまだ皆さんご意見ご質問たくさんあるかと思いきけれども、アンケートにつきましては、アンケートの取り方、評価の仕方、スケールの作り方、尺度の作り方等に関して、次回からまた検討して頂く及び次回からの調査に今日の意見を反映していただくということで。さらにご質問などある方は皆さんの机の上に封筒と質問の用紙がございますのでこれを使ってご意見やご質問を頂戴していきたいと思っております。8月31日までにこの封筒に入れるかもしくはメールでも FAX でも結構ですので、ご意見ご質問をいただけたらと思っております。

今、皆さんからいただいたご意見などを、参考にしながら、この第 4 期の多賀城市地域福祉計画の策定にあたってについては皆さんからいただいたご意見などを反映させて頂きながら、原案通り策定を進めていくということで承認していただいてよろしいでしょうか

委員一同： 異議なし

委員長： ありがとうございます。それでは異議がないようですので原案通り進めることについて決定したいと思います。それではここで10分くらい休憩を入れたいと思います。16時5分から再開したいと思います

(3) 障害者福祉計画について

事務局： 障害者福祉計画について説明させていただきます。資料5をご用意ください。当委員会の所掌事務として、地域福祉計画を上位計画とする個別計画についても調査検討をしていただき、意見を述べていただくこととしています。会議冒頭の市長あいさつにもありましたように、個別計画の中でも、特に本市の障害者福祉計画、障害者計画（第4期）、障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）の各計画の策定についてご意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。資料1ページ中ほどに障害者福祉計画の体系図を記載しています。総合計画・地域福祉計画を上位計画として、黒の太枠で囲まれている、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3つの計画、この障害者に関する計画体系を総称して本市の障害者福祉計画と呼んでいます。「障害者計画」は、障害者基本法に基づき、障害者福祉施策全般に関する基本方針等を定める理念計画となります。「障害福祉計画」はいわゆる障害者総合支援法、「障害児福祉計画」は児童福祉法に基づき策定されるもので、「障害者計画」に定める基本方針等を受けて、障害者あるいは障害児の福祉サービスの必要量や提供体制の確保のための方策等を定める実施計画となります。便宜上、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を分けて説明しますが、本市では、これら2つの計画は一体的に策定をしています。

次のページをご覧ください。各計画の期間について説明します。市の障害者福祉計画は、総合計画、地域福祉計画を上位計画としていますが、その一方で、国の方針等に基づいて計画期間や計画目標値を定めることになるなど、国の障害者基本計画や県の障害福祉長期計画との結びつきが強いものとなっており、国の障害者基本計画や県の障害福祉長期計画と整合の取れたものとしなければなりません。「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の計画期間については、国の方針により3年間とされておりますので、令和3年度を初年度とする市の障害者福祉計画全体の計画期間を3年間にすることとします。今回の更新計画の策定に当たっては、総合計画や地域福祉計画と始期を合わせることができましたが、各計画の計画期間の関係からすると、ゆくゆくは総合計画や地域福祉計画との計画期間にずれが生じることとなります。今後の障害者福祉計画の更新の際には、関係計画との整合に留意しながら必要な調整を図っていきたいと思います。計画策定に関するスケジュールですが、資料に記載のとおりです。地域福祉計画の策定スケジ

ジュールに合わせて、お集まりいただき、検討、確認などをしていただくことを予定しています。

「多賀城市障害者計画（第4期）」についてです。今回の計画策定の趣旨としましては、第3期計画期間の満了に伴い、本計画の上位計画である「総合計画」や「地域福祉計画」の更新に合わせて、修正等を行うものとなります。国の障害者基本計画や県の障害福祉長期計画は現行計画の計画期間中であり、現時点で本計画に大きな影響を及ぼす方針の変更もありませんので、第4期計画では、第3期計画を継承しつつ、専ら「総合計画」や「地域福祉計画」の更新に合わせて修正を行うこととしております。修正のポイントとしては、先ほど地域福祉計画の中でも触れました、「成年後見制度利用促進計画」について、「権利擁護の推進」に関する施策との連動を図る内容の追加を行うこととしています。

次に、計画の体系についてですが、資料には、現行計画である第3期計画の基本理念と5つの基本目標を掲載しております。4ページにはさらに5つの目標を達成するための施策も掲載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。第4期計画は、先に申し上げましたように「総合計画」や「地域福祉計画」の更新に合わせて修正を行うこととしますが、基本的には、ただいまご覧いただいた第3期計画体系の継承した形で策定の検討を進めていきたいと思っております。

続きまして、障害福祉計画（第6期）と障害児福祉計画（第2期）について、説明いたします。この2つの計画は、実施計画として、障害福祉サービスなどの提供体制の確保に係る成果目標や、障害福祉サービスなどの必要量の見込みを定める計画となっております。先に触れましたように、こちらの2つの計画は一体的な計画として策定することとしております。計画の更新にあたっての基本的な考え方ですが、現行計画の基本理念と基本指針の踏襲しつつ、国から示された新たな指針として「障害福祉人材の確保」と「障害者の社会参加を支える取り組み」を追加することとしています。また、国が示す基本指針に沿って、本市の状況に合わせて数値目標を設定するとともに、現行計画の進捗状況を踏まえ、次の令和3年度から5年度までの3年間のサービス利用の必要量の見込みを立てることとなります。今回、皆さまにお願いする内容としましては、国が示す指針に合わせて、市が設定した目標値（案）と見込量（案）について、検証と確認をいただくということとなります。よろしくお願いいたします。

最後に、資料の6ページ以降には、多賀城市の人口や障害者数の推移について掲載しておりますので、基礎資料として参考にしていただきたいと思います。

障害者福祉計画の概要の説明は、以上となります。

委員長： ただいま事務局のほうから、障害者福祉計画の概要について説明がありました。委員の皆さまからご質問や意見などございましたら、お願いいたします。

委員： 3ページに先ほどお話がありました成年後見制度の利用の促進に関する法律ですが、地域福祉計画や障害者計画にもありましたが、別な計画にも入り込むということになっていきますか。

事務局： 地域福祉計画に入れ込んでいく形で、整備していきたいと考えております。具体的な話としては、具体的な取り組みなどを策定・計画していく際にはそれぞれの個別計画に入れ込んでいく方向で考えています。

委員： 単独で存在するものではないですね。

事務局： 単独で存在するものとは考えておりません。ただし、これから委員皆さまに意見等いただいていく中で、単独にしたほうが良いという話になった際は、検討していくということも考えられますが、現時点では基本理念部分を地域福祉計画に入れ込んでいくという方向で考えています。

委員長： 他に質問、意見等ある場合には後日、事務局のほうへ用紙に記入いただいて提出くださるようお願いいたします。それでは障害者福祉計画の概要については、原案のとおり策定を進めるということによろしいでしょうか。

委員一同： 異議なし

委員長： それでは障害者福祉計画については原案のとおり策定を進めていくということとします。

事務局： 続きまして、障害者福祉に関する現行計画の評価検証の内容についてご説明させていただきます。

まずは、障害者計画（第3期）の取組状況についてご説明いたします。計画書は38ページから記載しております、「第4章 具体的な取組内容」について、計画期間の平成30年度から令和2年度（今年度）までの3年間にどのような取り組みを行ってきたかについて、資料6の多賀城市障害者計画（第3期）取組状況にまとめておりますので、資料6をご覧ください。ここでは、第3期計画で設定した、障害福祉に関する施策と取り組みについて、この計画期間内の実施状況と今後の方針についてご説明いたします。表紙をめくっていただきますと、第3期障害者計画取り組み状況表としまして、表にまとめて記載をさせていただきます。表の一番左側に、計画の基本理念、その右側に基本目標がございます。基本目標ごとに、具体的な取り組みが設定されておまして、1ページから8ページまで、取り組みは全部で57設定されております。表の左から5番目、実施

状況の欄をご覧ください。ここには、目標を達成するための取り組みについて、実施したものについては○と記載しております。実施状況については57のすべての取り組みに○と記載しております。計画書に記載のすべての取り組みを「実施してまいりました」ということをご報告いたします。また、その取り組み内容は、右隣の欄、「具体的な実施内容」の欄に記載のとおりで、庁内各部署の事業として、実施してまいりました。具体的な実施内容については、それぞれご確認いただくことをお願いしまして、一つ一つの説明は省略させていただきます。その右隣（右側から3列目）の欄には、今後の方向性を記載しております。すべての取り組みで、維持または拡大の記載となっております。今後、縮小や廃止を予定している取り組み・事業はございません。「維持」と記載した取り組みについては、現行の計画期間と同様に、次期計画（第4期計画）でも、事業を進めていく見込みであります。今後の方向性の中で、「拡大」と表示のあるもの、今後事業の拡大を予定している取り組みがいくつかございますので、そちらについて説明いたします。

資料は3ページをお開きください。基本目標「1の地域で生活するためのまちづくり」の「1-5福祉サービスの充実」、「02地域の実情に応じたサービスの充実」についてです。こちらは、障害児サービスの見込量等を定める障害児福祉計画と関連した取り組みになります。今回策定をいたします、第2期の障害児福祉計画の成果目標として、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置」について、目標値として設定することになります。その目標を達成するための取組内容について、次期計画に盛り込んでいくこととなるため、「拡大」と記載をしております。次に資料は4ページをお開きください。基本目標「3 認め合い、支え合うまちづくり」の「3-2権利擁護の推進」、「03成年後見制度の普及」についてです。こちらは、先ほど計画策定の概要でご説明しました「成年後見制度利用促進計画」の策定に伴い、成年後見の利用促進に関する事業の拡大を見込んでいることから「拡大」と記載をしております。次に資料5ページです。基本目標の「4 みんなが笑顔で育つまちづくり」の「4-1療育体制の充実」、「01療育システムの構築」と「04障害のあるこどもの受入れの推進」についてです。今年度（令和2年度）より、市内2か所の公立保育所を「基幹保育所」として設置しました。基幹保育所は、「市全体の保育の質の向上」と「市全体の地域子育て支援の充実」を目的とし、市全体の保育施設の中心を担う機能をもつ保育所です。基幹保育所の機能を活かし、児童の成長や取り巻く状況に合わせた切れ目のない支援が継続できるための、関係機関との連携の仕組みである発達支援会議への参加や、地域の保育所・幼稚園での障害児の受入れに関する支援を行っていくということから「拡大」と記載をしております。これらの、「拡大」と記載のある項目については、次期計画の取組内容に反映させていく方向で考えております。

以上で、障害者計画（第3期）の評価内容についての説明を終わります。

続きまして、障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）の進捗状況についてご説明いたします。計画書 18ページ「第3章 障害福祉サービスの目標及び見込量」の内容となります。現行計画で設定した目標値に対する進捗状況と、見込量に対する実績値についてご説明いたします。資料は、資料7の多賀城市障害福祉計画（第5期）多賀城市障害児福祉計画（第1期）進捗状況の資料となります。こちらの資料には、1ページから、大きな1番として成果目標の達成状況、6ページからは、大きな2番として、「障害福祉サービスの利用状況」について記載をしております。資料の1ページをお開きください。1つ目の成果目標の達成状況についてですが、計画の最終年度となる令和2年度の目標値に対して平成31年度までの実績値と進捗率を記載しております。成果目標につきましても、大きく分けて2つに分類されると捉えております。大きな1つ目の分類といたしましては、具体的な数値目標を設定している項目と、二つ目の分類といたしましては、支援回数や構築や機能、施設の整備等を目標とする項目の大きく二つの分類に分けられていると捉えています。数値目標については、国の方針として示した削減・増加の目標の割合などに合わせて設定しておりますが、達成に届かない項目が多数ございます。これは、実際のケース支援、生活のための支援は、必要な方に必要なサービスをご利用いただくものでございます。目標値にあわせて支給決定をする、生活の支援をするというものではないといったことをご理解いただきまして、こちらの数値、進捗状況は、多賀城市の現状としてとらえていただければと考えております。また、数値目標の設定のほか、体制の構築・整備を目標とする項目がございます。（2）の障害福祉にも対応した地域包括ケアシステムの構築、（3）地域生活支援拠点の整備、（5）障害児支援の提供体制の整備等が、それに当たりますが、これら体制の整備に関する目標については、達成している若しくは達成に向かっていることを改めてご報告させていただきます。

続きまして、資料の6ページをお開きください。障害福祉サービスの利用状況について記載をしております。計画書の26ページ以降の記載の記載内容となります。資料は6ページをこお開きください。障害福祉サービスの種別ごとに、(A)の欄には、現行計画に記載した見込量を、(B)の欄にはそれに対する各年度の実績値を記載しております。一番右の欄には見込量と実績値の乖離率（見込みと実績にどれくらいの差があったか）を記載しております。見込量につきましては、これまでの各年度の実績値、増加率等から設定した数値でございます。実績値につきましては、平成30年度と31年度は各年度3月提供分を、令和2年度につきましては6月提供分の実績値を記載しております。乖離率が50%以上となるものには、太字での表示として、箱に色を付けておまして、利用状況の分析・評価の内容については、右側のページ7ページに記載しております。サービスの

内容につきましては、計画書の26ページ以降に記載をしてございます。同様に資料の8ページには、障害児福祉サービスの実績について、また、10ページには地域生活支援事業の実績について掲載しております。サービスの種類がとても多いので、申し訳ございませんが、一つ一つの説明は省略させていただきます。

気になる点などございましたら、別途ご説明をさせていただきたいと思っております。次期計画では、これらの実績をもとに、令和3年以降、次の3年間の見込量を設定してまいります。

委員長： 事務局から多賀城市障害者計画第3期と多賀城市障害福祉計画第5期、多賀城市障害児福祉計画第1期の進捗状況について説明していただきました。委員の皆さまから質問やご意見等ございませんでしょうか。何かありましたら後日、質問用紙に記入いただいて事務局に提出していただくということでしょうか。

委員一同： 了承

委員長： それでは以上を持ちまして障害者福祉計画の議事を終了とさせていただきます。

(4) その他（委員から）

委員長： それでは、次第の5(4)委員の皆さんからということで、一言ずつで結構ですので、何か今日、委員会に出席していただいてのご意見や感想など一言ずつ頂戴できればと思いますのでこれも急なことで申し訳ございませんが、時計回りということで、よろしくお願いします。

委員： 本計画において、アンケートをもとに進めていると思っておりますけれども、今回の対象は、20歳以上でしたが、今後、成人年齢も20歳以上から18歳以上になる動きがあるということで、今後アンケートの結果にも影響があるのかなと思っております。アンケートの中で福祉について無関心というか認知度が低いということで、この辺について、これから考えていく必要があると思っております。小中高といった学生のうちからもっと、福祉について理解していかないと、これからは、無関心のままであるのかなと思っております。また、例えば、社協についても名前しか知らないという方が多く、驚いたんですけれども、その辺も含め、学生のうちからの理解が進むような体制がもっと必要かなと思っております。

委員： 障害者福祉ということで、あまり認識がなかったもので、これからこの場を借りて勉強させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員：今回、この委員会に参加することにつきまして、お役に立てることがあるのかなと思っておりますけれども、近所にも障害を持つ方等色々な方がおりますので、そういった方のためにもこの場を借りて、いくらかでも見聞を広めて、地域に還元出来たらよいのかなと思っております。これから勉強させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員：現在、公民館で仕事をしており、仕事柄、子どもたちと色々関わらせていただいているのですけれども、みなさんご存じかと思われましても、ひとり親の子供が結構いるんです。さらに、今、コロナ関係で仕事もあまりなく、子どもに満足な食事を与えられない親御さんもいるのが現状で、そういった中で、以前東小学校の校長を務めていた方とタッグを組んで、子ども食堂をやってみるかという話になりまして、取組みを行っているところでしたので、是非、（本計画の）中にもそういった方々にも光が当たるようなものになればよいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員：前回（第3期）も参加させていただいたんですけれども、私自身、多賀城市で事業を行っている身として、（この計画を通して）今後何ができるのかというところを併せて考えながら今回の計画に関われればなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員：アンケートの結果を見て、民生委員児童委員のことを知らないという人が沢山いらっしゃるということがわかり、少々困ったなという思いしております。（民生委員児童委員が）支援する対象は、60歳以上の方が多いので、若い人は、まだ、自分が支援されていないということもあり、民生委員児童委員のことを知らないというのは、当たり前なのかなと思いましたが、今後、（民生委員児童委員のことを）知ってもらえればよいかなと思います。よろしくお願いいたします。

委員：アンケートの結果で社協の認知度の低さに愕然としていますが、本市の社協がしっかりと地域に根差した組織になるように、社協が策定する地域福祉活動計画が一つの大きな意義となれば良いなと思っております。（資料の中に）重層的支援体制整備事業に市は力を入れていくと表記がありましたので、重層的支援体制整備とは何ぞやというところがありまして、今、市の方では縦の社会ではなく風通しの良い横の組織にしましょうと進めておられると思うんですけれども、よくよく考えると、現在、介護関係の方で、1層協議体、2層協議体とありますが、そのあたりが今後のカギになるのではないかなと思っております。1層協議体、2層協議体に社協がどういう役割をもって、地域に根差した社協になっていくのかというところがポイントかなと思っております。そういったわけで、現在CSW等の

社協の職員を色々勉強させております。そういったわけで、いかに地域に根差した社協になっていけるのかということでは、市の計画と社協の計画をリンクさせていかなければうまくいかないだろうなと思っております。あと、先ほど委員がおっしゃったように、行政の方で中々重い腰を上げない、子ども食堂の問題であるとか、細かい問題については、既に、社協の方では、支援しているのですが、そういったPRがきちんとできていないというところもあるので、そのあたりをきちんと市民に情報を発信していく必要があるのかなと思っておりました。どうぞよろしく願いいたします。

委員： 地域に障害を持つ方がいるという発言、ひとり親の家庭があり、子ども食堂を行っているという発言がありましたけども、地域共生社会の地域福祉計画部分というのは、よく、制度の狭間から漏れる方がいるという問題があるといわれていますけれども、そこにいかに光を当てていけるのかというところが一番重要で、それが一番しんどい問題ではあるがそこにしっかりとサービスシステムを作成し対応できれば、多くは制度でカバーできる場所は概ねうまくいっていると考えてよろしいのかと思います。繰り返しになりますが、狭間に落ちる問題を、いかに地域福祉計画の中で、しっかりと仕組みとして作っていけるのかというところが重要であります。それに対し行政側の見解もあることでは、今回私が委員を務めさせていただいている、市社協の計画と一体的に（本計画を）作っていけるかが、なかなか拾いにくいと言われている引きこもりの問題や8050問題ですとかアルコール依存に対する問題ですとか精神疾患の問題ですとか中々地域でどうしたらいいんだという問題を社協の計画で地区別にしっかりと把握し、行政の計画の中では、委員がおっしゃっていたように政策計画でありますのでこれまでの縦割りの組織に横串を刺していくようなものをしっかりとこの計画を策定するうえで担保していくことが必要になっていくのだらうなという風に思います。今日は中々時間が無くて、触れられなかった点もあるのですが、この計画を作った後に、推進評価をどうしていくのかということも、行政と社協が一体的になって、計画を作りっぱなしということではなく、どういう風に地域で今後動いていくのかということ念頭に策定委員会を中心に推進評価というものを責任をもって取り組まなければいけないのかということも思っております。いずれにしても、今年度、こういった形で行政計画、市社協の活動計画を一体的に作れるということでございますので、多賀城の地域住民一人ひとりの安心した地域づくりを担保できるような、計画となっていくように引き続き頑張っていきたいと思っております。以上です。よろしく願いいたします。

委員長： ありがとうございます。最後に、私から。地域福祉法という法律はないんです。障害者関係ですと、身体障害者福祉法ですとか、知的障害者福祉法があり、他に

はり生活保護法なんかもありますけれども、そういった～法という法律に基づく計画を策定する場合ですと、やることは決まってしまうんですね。しかし、地域福祉法という法律がないので、これは幸か不幸か、幸いと捉えて、様々な活動をしている方たちが集まって、これはこうじゃないかとかこういう方向性に向かっていこうよといった形で進めていけるのは幸いなことと捉えていければと思います。これから、多賀城市の地域福祉計画には様々な人が関わって策定に向かっていくのだなということが実感できました。ありがとうございます。ただ、時間が少々足りず、皆さん不完全燃焼だったのかなとも思いますけれども、今後、委員会は何回かありますので、その都度ご意見等いただきながら、良い地域福祉計画を作っていければと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、以上で議事の全てを終了いたします。今後の連絡事項等、事務局から、お願いいたします。

事務局： 委員長ありがとうございました。事務局から 3 点連絡がございます。（連絡事項説明後）以上で、第 1 回地域福祉計画等策定員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上